令和3年度 公文書開示(5月決定分)

-	<u> </u>	-	公文書	開示(5月決定分)														
							決定[<u> 폭分</u>		- (根拠	!規定	<u>条</u>	例 7	条			
万里王	音 請 え 年月日	Ŕ ∃	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示		存否応答拒否	1 2号号	3号	4 5 号 号	6号	7 号	8号	9 号	非開示理由等	所管局部課等
	R3. 4. 2	28	R3. 5. 7	建築計画概要書 BCJ14本建確141 (平成26年10月20日)	11		1					1					印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に 支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街 地建築部建築指 導課
:	R3. 4. 2	27	R3. 5. 11	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の 書類 (1)決算変更届 第12期、第13期、第14期 各一式 (閲覧対象部分に限る)	52		1					1					印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障 を来すおそれがあるため	都市整備局市街 地建築部建設業 課
;	R3. 4.	15	R3. 5. 14	○○の施設用途について (補足説明資料)	*		1				1		1				(7条3号及び6号) 当該施設の内容と特徴は、事業者が独自性をもって創意 した当該施設の展示内容、運営方法が記載されており、当該情報が外部に流出 した場合、同業他社に技術や演出内容等を模倣や盗用されることにより、当該 法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、事 業者が作成した事前相談資料に記載された独自性をもって作成した計画案が記 されている。これらの情報をが公にすることにより、事業者が都への事前相談 を控えるなど、東京都の建築指導行政の事務又は事業の性質上、当該事務又は 事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	都市整備局市街地建築部建築指導課
,	R3. 4. 2	22	R3. 5. 14	令和3年1月5日に提出された多建建一リ第976号 令和3年3月8日に提出された多建建一リ第1177号	2	1											-	都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第一課
!	R3. 4. 2	22	R3. 5. 14	令和2年4月1日以降に提出された、建設リサイクル法に基づく届出書(様式第1号)のうち、東京都稲城市○○○○(外33件)の住所を工事の場所とするもの				1									当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第一課
•	R3. 4. :	22	R3. 5. 14	届出書(令和2年9月24日付多建建二リ第641号) 届出書(令和2年11月25日付多建建二リ第912号) 届出書(令和2年12月25日付多建建二リ第91048号) 届出書(令和3年2月15日付多建建二リ第1237号) 届出書(令和3年3月3日付多建建二リ第1305号) 届出書(令和3年3月19日付多建建二リ第1382号) 届出書(令和3年4月21日付多建建二リ第66号) 届出書(令和3年4月21日付多建建二リ第66号の2)	8	1											-	都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第二課

							決定	区分	}		(1	根拠	規定	2) :	条例	7 5	条		
月整理番号	請年	情 求 ≅月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	11/	一部開示	非 不 有 石	存否応答拒否	1号	2号	3 号	4 号 ÷	5 号:	6 7 号 号	7 号 牙	8 9 号	非開示理由等	所管局部課等
7	R3	3. 4. 22	R3. 5. 14	令和2年4月1日以降に提出された、建設リサイクル法に基づく届出書(様式第1号)のうち、東京都小金井市〇〇4-〇〇一〇〇(外43件)の住所を工事の場所とするもの				1										当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第二課
8	R3	t. 4 . 22	R3. 5. 14	届出書(令和2年6月19日付多建建三リ第190号) 届出書(令和2年1月2日付多建建三リ第530号) 届出書(令和2年12月16日付多建建三リ第657号) 届出書(令和2年12月1日付多建建三リ第664号) 届出書(令和3年1月18日付多建建三リ第732号) 届出書(令和3年3月2日付多建建三リ第834号) 届出書(令和3年3月2日付多建建三リ第879号)	7	1												_	都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第三課
9	R3	. 4. 22	R3. 5. 14	令和2年4月1日以降に提出された、建設リサイクル法に基づく届出書(様式第1号)のうち、東京都あきる野市〇〇〇〇〇〇〇(外18件)の住所を工事の場所とするもの				1										当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第三課
10	D R3	3. 5. 11	R3. 5. 18	小金井市○○一丁目○○番○○の一部、同番○○の一部、同番○○の一部、同番○○の一部、同番○○の一部及び同番○○における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に係る道に関する協定書、道に関する協定承諾書及び協定図	2	1												_	都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第二課
11	I R	3. 5. 7	R3. 5. 19	補助232号線整備に伴う石神井公園駅南地区西口地区第一種市街地再開発事業で住民が訴訟をおこしているが、本件訴訟について都と練馬区が協議した内容すべて				1										開示請求に係る公文書について、実施機関では作成及び取得しておらず、存在 しないため	都市整備局市街 地整備部再開発 課
12	2 R3	3. 3. 21	R3. 5. 19	(1) 令和3年1月8日付2都市建調第444号(2) 令和3年1月15日付2都市建調第463号(3) 令和3年2月26日付2都市建調第522号	*		1				1	1	1		11			(7条2号) 個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。開示請求書に記載された請求内容は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため (7条3号及び6号) 開示決定等に係る意見書の意見の一部は、本件法人の立場における見解が具体的に記載されたものであって、公にすることにより、本件法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位損なわれるため。また、都と都以外の第三者(条例第15条の規定に基づく意見照会先)との信頼関係が損なわれ、開示等の判断の基礎となる情報が十分に得られず、慎重かつ公正な開示決定等をすることができなくなるなど、公文書開示請求事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため (7条4号) 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部調整課

						決定	区分	1		(根抄	U規2	定)	条件	列 7	条		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非 不 存 在	存否応答拒否	1 号	2 3 号	4 号	5号	6号	7 号	8 9 号	非開示理由等	所管局部課等
13	R3. 5. 6	R3. 5. 19	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和3年4月30日現在)	*	1											_	都市整備局市街 地建築部建設業 課
14	R3. 5. 7	R3. 5. 19	建設業許可業者一覧(東京都知事許可 令和3年4月30日現在)	*	1											_	都市整備局市街 地建築部建設業 課
15	R3. 5. 10	R3. 5. 19	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和3年5月10日現在)	*	1											_	都市整備局市街 地建築部建設業 課
16	R3. 5. 11	R3. 5. 19	建設業新規許可業者名簿(東京都知事許可 令和3年4月分)	*	1											_	都市整備局市街 地建築部建設業 課
17	R3. 5. 11	R3. 5. 19	東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇に関する以下の書類 (1) 平成28年4月22日受付 建設業許可申請書 一式(閲覧対象部分に限る) (2) 平成30年4月24日受付 第39期 決算変更届 一式(閲覧対象に限る) (3) 平成30年4月24日受付 第40期 決算変更届 一式(閲覧対象に限る) (4) 平成30年10月5日受付 第41期 決算変更届 一式(閲覧対象に限る) (5) 令和元年10月30日受付 第42期 決算変更届 一式(閲覧対象に限る) (6) 令和3年1月14日受付 第43期 決算変更届 一式(閲覧対象に限る)	94		1					1					印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障 を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
18	R3. 3. 21	R3. 5. 20	(1) 令和3年1月8日付2都市建指第456号 (2) 令和3年2月26日付2都市建指第539号	*		1				1 1	1		1			(7条2号) 個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため。また、開示請求書に記載された請求内容は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため (7条3号及び6号) 開示決定等に係る意見書の意見の一部は、法人の立場における見解が具体的に記載されたものであって、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。また、都と都以外の第三者(条例第15条の規定に基づく意見照会先)との信頼関係が損なわれ、開示等の判断の基礎となる情報が十分に得られず、慎重かつ公正な開示決定等をすることができなくなるなど、公文書開示請求事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築指導課

						決定	区分	١.		(根	拠規	定)) 条·	例 7	7条			
月整理番号	請求日日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不存在	存否応答拒否	1 号·	2 号号	3 4 号 号	5 号 号	6号	7 号	8 号	9 号	非開示理由等	所管局部課等
19	R3. 5. 12	R3. 5. 24	建設業許可通知書 〇〇 (株)般-〇〇 第〇〇号下記載のもの 〇〇 (株)般-〇〇 第〇〇号 下可年月日 平成22年〇〇月〇〇日(大臣 許可換え)・建設業許可申請書 (第一面)・役員等の一覧表・七号 経営業務の管理責任者証明書・別紙 経営業務の管理責任者 略歴表・専任技術者証明書・実務経験証明書・実務経験証明書・経営業務管理責任者の確認資料・受記事項証明書				11										当該公文書は、廃棄済みで現在は存在しないため	都市整備局市街地建築部建設業課
20	R3. 5. 13	R3. 5. 25	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1)令和3年4月26日受付 決算変更届出書 一式(閲覧対象部分に限る) (2)令和2年7月2日受付 建設業許可申請書 一式(閲覧対象部分に限る)	46		1					1						印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障 を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
2	R3. 5. 13	R3. 5. 25	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の 書類 (1)令和3年4月14日受付 決算変更届出書 一式(閲覧対象部分に限る)	23		1					1						印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障 を来すおそれがあるため	都市整備局市街 地建築部建設業 課
22	R3. 5. 13	R3. 5. 25	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の 書類 (1) 令和3年3月25日受付 決算変更届出書 一式(閲覧対象部分に限る)	29		1					1						印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障 を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
23	R3. 5. 13	R3. 5. 25	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の 書類 (1) 令和3年3月19日受付 決算変更届出書 一式(閲覧対象部分に限る)	17		1					1						印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障 を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
24	R3. 5. 13	R3. 5. 25	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の 書類 (1) 令和3年3月25日受付 決算変更届出書 一式(閲覧対象部分に限る)	19		1					1						印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障 を来すおそれがあるため	都市整備局市街 地建築部建設業 課

						決定	区分	}		(根	拠規	定)条	例 7	7条			
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不存在	存否応答拒否	1 号	2 (号 5	3 4 号 号	5号号	6号号	7 号	8 号	9号	非開示理由等	所管局部課等
25	R3. 5. 13	R3. 5. 25	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1)令和2年11月9日受付 第51期 決算変更届出書 一式(閲覧対象部分に限る) (2)令和2年11月9日受付 第50期 決算変更届出書 一式(閲覧対象部分に限る)	38		1					1						印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障 を来すおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
26	R3. 5. 21	R3. 5. 25	平成26年5月26日付 26多建建三第367号「建築計画概要書」	2	1												_	都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第三課
27	R3. 5. 21	R3. 5. 27	建設業新規許可業者名簿(東京都知事許可 令和3年3 月分・4月分)	*	1													都市整備局市街 地建築部建設業 課
28	R3. 5. 21	R3. 5. 28	東京都市計画河川神田川計画図(住所:東京都中野区〇〇一〇〇一〇〇付近)	1	1												_	都市整備局都市 基盤部調整課
29	R3. 5. 12	R3. 5. 28	東京都武蔵村山市〇〇四丁目〇〇一〇〇、〇〇一〇〇の一部、〇〇一〇〇の一部、〇〇一〇〇の一部、〇〇一〇〇の一部、〇〇一〇〇の一部、〇〇一〇〇の一部、〇〇一〇〇の一部、〇〇一〇〇における旧建築基準法第43条第一項ただし書許可に関する協定図、道に関する協定書及び道に関する協定承諾書	3	1												_	都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第一課

表の見方

- <決定区分>
- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
- <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
- <公文書の件名>
- 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
- <公文書の枚数>
- ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。